



Q 毎年、理事の内から防火管理者を選任しています。次年度の役員として、防火管理者を引き受けることになりました。防火管理者にはどのような仕事があるのか、またどのような責任があるのか教えてください。

A 防火管理者とは、マンションにおいて、居住者が 50 人以上となる場合に選出しなければならないと消防法で定められている防災のリーダーです。マンションの規模によって防火管理者は、1 日または 2 日の資格講習を受ける必要があります。防火管理者は火災の発生を未然に防止し、万一火災が発生した場合には、その被害を最小限にとどめるよう、最善の対策を日頃から講じておく役割を担っています。

1. 消防計画の作成
2. 消火、通報および避難訓練の実施
3. 消防の用に供する設備、消防用水または消防活動上必要な施設の点検および整備
4. 火気の使用または取扱いに関する監督
5. 避難または防火上必要な構造および設備の維持管理
6. 収容人員の管理
7. その他の防火管理上必要な業務

防火管理者は万が一の火災発生に備えて、常時マンションに居なければならないというわけではありません。管理組合または居住者の代表あるいは常駐管理員を防火管理者として定めることができますが、防火活動の中心になる人なので、役員の中から選ばれることが望ましいといえます。

多数のご家族が共に生活するマンションでは、それぞれのご家族が日頃から防火・防災を心掛けることはもちろんのこと、マンション全体でも万一の時の準備をしておくことが重要になってきます。

いざという時に慌てず、安全で正確な消火活動や避難ができるよう、居住者の皆様もこのような機会には積極的に参加し、防火・防災を心掛けましょう。

**(回答つづき)**

役員同士の役割分担の中では、防火管理者を担当する人が、類似業務として火災以外の防災活動や防犯活動等を兼務することも考えられます。毎年交替して選任する場合には、消防法での防火管理者の役割と管理組合の役員としての役割について整理し、引き受ける人の担当する範囲を明確にしておくことも大切です。

回答者: 広島県マンション管理組合連合会